

伏見宮旧蔵部類記と西園寺公衡

平 林 盛 得

はしがき

各 説

書陵部に蔵される伏見宮旧蔵部類記の中には、転写本ではなしに編纂原本と見られる諸書が存在する。これらのうちから図書寮叢刊として『御産部類記』上下（昭和五十六年二月、同五十七年三月）および『仙洞御移徙部類記』上下（平成二年三月、同三年三月）が刊行されている。いずれも鎌倉期の成立であるが、明確な成立年次も、編者も不明である。ただ、これらの中に西園寺公衡の自筆の記録（日記）が組み込まれていたり、紙背の記録名や行事名の筆者と認められるなど、部類記中の単なる一記録の記者の域を越えていると思われるので、公衡と部類記のかかわりを調べてみることにした。

はじめに西園寺公衡の略歴にふれておく。公衡（一二六四—一三二五）は鎌倉時代後期の公家。太政大臣実兼の嫡男。龜山天皇の代、文永元年（一二六四）に生まれる。建治二年（一二七六）十三歳、後宇多天皇の代に従三位に叙せられ公卿の列に入る。以後伏見・後伏見・後二条・花園各天皇に仕え、極官位は従一位左大臣、応長元年（一三一）四十八歳で出家し、法名静勝、法号竹林院、竹中殿ともよばれ、正和四年（一三一五）九月二十五日、五十二歳で歿している。その日記は『竹林院左府記』『林中記』などと後代よばれ、弘安六年（一二八三）二十歳、参議に任ぜられた年の七月から、^{（1）}歿年の正和四年（一三二五）八月まで、自筆、別記等が多く残っている。三人の妹に伏見天皇中宮（永福門院鐘子）、龜山天皇後宮（昭訓門院瑛子）、後醍醐天皇中宮（礼成門院嬉子）がおり、女寧子は後伏見天皇後宮で、光厳・光明両天皇の御母広義門院である。

なお、「春日権現靈驗記」の撰進者としても著名である。

さて、公衡のかかわる部類記として考察の対象としたものは、伏見宮旧蔵本中の部類記で、自記、他記を問わず公衡が筆者である記録を含むもの、および他部類記中に公衡の筆跡と認められる何等かの記文を残すものである。この視点、いわば公衡の生の痕跡を残す部類記は、粗々の調査ながら以下の四部である。個別に見て行くことにしよう。

一、御産部類記⁽²⁾ 鎌倉期写 十九卷 函号伏・六一八

天皇および皇子女の御誕生を、その出生毎に同時代の日記を中心とする諸記録から抜萃編成したものである。十九卷の概略の構成を示せばつぎのとおりである。

卷一（目録）

卷二〜卷十六（本体記文）醍醐天皇（宇多天皇女御藤原胤子御産）

〜貴子内親王（後深草天皇中宮東二条院公子御産）

卷十七〜十九（附属） 勘例、定文等

卷一の目録は本部類記の総目録ではなく、或る一時期の伝存状況を示す概略の目録といふべきものである。現存のものが成立当初からのものではなく、追補、あるいは散逸の様子を若干窮わせるものとなっている。卷二〜卷十六の計十五巻が本体記文部ともいふべき部分で、その最下限が公衡のかかわる巻である。まず公衡のかかわる巻以前の本体部について見ることにする。卷二以下、卷十二安徳天皇巻まで、卷六・十一を除

いて各々異筆ではあるが同一書式をもったもの。卷十三、四の二巻は前巻とやや書式を異にするが、二巻同筆の連続する「山槐記」で安徳天皇巻の卷十二を補う。卷六堀河天皇巻は首部を欠くが「経信卿記」で、他巻と異なり消息断簡を反故とした料紙を用いている。本巻は前半部が一見公衡の筆跡に似るかと思われた時点があったが⁽³⁾、紙背の文書は公衡の時代を遡ると思われ、公衡との関連を認める文書も見られないのでなお精査する必要があるが、一応公衡筆から除外したい。卷十一は後白河天皇巻、他のものが天地に各一本の界線をもつ書式にたいして本巻は無界、冒部上部に「九民記」として全巻同記文のみ。筆跡は他と異なるものの、筆写時期はほぼ同時期と思われる。異例はもう一巻、卷十五で四条天皇巻、首部を欠くが「公氏卿記」で紙背に消息類をもつ点卷六と同じであるが、本巻は公氏自身の自筆草稿と思われる。以上十四巻中五巻が書式を異にするもので、これらが成立当初からのものか、増補されたものか、弁別する徴証は見られない。

さて公衡がかかわる卷十六であるが、後嵯峨天皇中宮大宮院姑子の四人の皇子女（後述^(一)〜^(四)）と後深草天皇中宮東二条院公子の皇女一人（^(五)）の誕生記録集である。内容は下記の通りであるが、うち二僧侶三ヶ度の記録が他筆であるほか、すべて公衡の筆跡と認められるものである。誕生主の御名も、記主名も多く書かれていないが、（ ）で補って示することにする。

(一)（綜子内親王）

1 (実氏公記) 首欠(宝治元年九月八日カ) ~ 十一月廿八日

2 菊園(公相公記) 宝治元年四月八日、七月廿四日

3 権大納言実雄卿記 寛元五年(宝治元年) 七月廿四日

4 (公相公記) (寛元五年) 八月廿五日 ~ 十月九日

(1) 道勝僧正記 宝治元年

(2) 寛耀法印記 宝治元年

5 (公相公記) (宝治元年) 十一月廿六日 ~ 廿八日

(二) (龜山天皇)

1 菊(公相公記) 宝治二年十二月三日 ~ 建長元年七月十一日

(三) (雅尊親王)

1 菊園(公相公記) 建長六年正月廿六日 ~ 閏五月廿八日

(1) (道勝僧正記) 建長六年閏五月廿八日

2 (公相公記) (建長六年閏五月) 廿九日 ~ 九月十日

(四) (貞良親王)

1 (公相公記) 建長八年二月廿六日 ~ 四月十四日

(五) (貴子内親王)

1 (公相公記) 弘長二年三月七日 ~ 六月十日

目録はなく、冒頭を欠くので本巻の構成は不明であるが、十三ヶ度の区分中八ヶ度が公相の日記、公相は公衡の祖父、冒頭の記者実氏はその公相の父である。また、道勝・寛耀の二僧のうち道勝は公相の弟である。そして本巻に収められた五人の誕生主の二人の御母、姞子、公子は

共にこれも公相の妹である。自家出身の二人の中宮に関する御産記集を公衡が写していることになる。しかも、これが親本からの丸写しではなく、公衡自身の編であることの証がこれらの中に見られるのである。

二人の僧侶の三記文があり、これらが公衡筆でないことを前述したが、各々その前にある公相記文を補う形で挿入されているもので、その冒頭につきのような公衡の記文が書き添えられているのである。

(一) 4 (1) 宝治元年 道勝僧正記、乾元二・五・二道耀僧正書送之、

(二) 1 (1) 御修法闍梨着座事、相尋之間、道耀僧正注送之乾元二、

(三) 4 (2) 寛耀法印記云々、于時五壇阿闍梨其一也、禅助僧正注送之、

乾元二・五・一、

前の二条は各一紙、宝治元年(=寛元五年^{一一二})、建長六年(一二五四)の該当項に配されているが筆跡は同一、共に道勝僧正記で、乾元二年(一二三〇三)道勝の後継者で弟(共に公相弟)でもある道耀から送られてきたとある。乾元二年は公相歿(文永四年^{一一二}後^{六七})であり、公衡四十歳、公相の記文を補うため道勝(文永十年歿)の遺文を後継道耀に求めたと見るべきであろう。後条の寛耀法印記が禅助によって送られているのも同様の理由による。公衡は、自身の日記にしばしば他人の資料を挿入している例があり、「公相公記」の補充資料としてこれらの僧侶記を求めたものとする事ができる。このように考えてくると(一)3「実雄卿記」も公衡筆写ではあるが「公相公記」を補う位置での資料と見ることが出来る。ただ、実雄は文永十年歿し、極官は左大臣であるので、前官

の権大納言（仁治三年（康元元年）ではよぶ筈はなく、公衡の補充というより公相の時点ですでに補われていたと考えておく。菊園ではじまる（一）2以下5までの六区分は一連の綜子内親王誕生関連記文で、一ヶ度の公相公記に他人の三資料が加わったとすべきであろう。（二）1（1）も、その前の（三）1と後に続く（三）2の一連の公相公記の補充であるといえよう。

巻十六は首部を欠くが、現存のものは誕生主はすべて西園寺実氏の外孫、収載の記録は実氏・公相の記録、すなわち西園寺家記である。本巻の最末は貴子内親王誕生記、弘長二年（一二六二）六月十日であるが、その最末行に「文永年中事、家記等無所見」とある。この記文は公相の記とは考えられない。弘長に続く文永年中の家記に公子等の御産記を捜したが見えなかったとする公衡の追記とすべきで、その時点の明示はないが、さきの道耀・禅助に記文の補充を求めた乾元二年と同時期ではなからうか。この年は公衡の妹で龜山天皇後宮昭訓門院瑛子の御着帯が正月二十三日に行われ、五月九日に恒明親王の御産があるその直前の時期である。巻十六をこのように乾元二年公衡の編纂と考えたとしても、巻十五以前の部類記の編纂までこの時とする徴証は見られない。

二、后宮御著帯部類記⁽⁵⁾ 鎌倉期写 一卷 函号伏・六二七

前項の皇子女誕生のいわば前段階、后宮の着帯に関する記録である。

(一)鳥羽天皇中宮待賢門院璋子、(二)後白河天皇後宮藤原懿子、(三)高倉天皇中宮建礼門院徳子、(四)後堀河天皇中宮藻壁門院嬪子、(五)後嵯峨天皇中宮

大宮院姞子、(六)龜山天皇後宮昭訓門院瑛子、(七)後伏見天皇後宮広義門院寧子の七人、十二ヶ度の記録が編綴されて一巻となっている。末尾二ヶ度が公衡自筆の日記、そのほか他筆の他記録ながらその端裏に公衡の筆跡で題目を記している。内容はつぎの通りである。

(一)1 頭頼卿記⁽⁶⁾ 寛永二年正月五日^(端裏) 御着帯部類記（墨付十六枚トアリ）

2 師時卿記 元永二年正月五日^(端裏) 代々御着帯事

(二)1 有光記 康治二年二月十一日

(三)1 山槐記 治承二年六月廿八日

2 定長卿記 治承二年六月廿八日^(端裏) 治承御着帯事定長卿記

(四)1 定嗣卿記 寛喜二年十一月十一日

2 資頼卿記 寛喜二年十一月十一日

(五)1 常園（実氏公記）^(尾欠) 寛元二年正月廿三日^(端裏) 寛元御着帯事常葉井入道相国記

2 医師経長記（仁治四年）正月廿三、廿四日

3 （不知記）にんち四年正月廿三日

(六)1 公衡公記 乾元二年正月廿三日（有欠）

^(端裏) 昭訓門院御着帯事乾元二・正・廿三

(七)1 公衡公記 延慶三年八月廿三日

^(端裏) 広義門院御着帯事延慶三（墨付七枚トアリ）

右十二ヶ度の記録は、書式では統一性は認められないが、冒頭に記録名をもつものが多いほか、一紙に二記録の書写が見られるものもある。

(一)2と(二)1は一紙に二記録、(四)1・2は三紙二記録と連続しており、こ

れらはすべて同筆、(三)2は公衡筆と思われるほか、(四)以前他のはすべて異筆である。なお、天地に各一本の界線をもつもの(三)1、(四)1がある。

もと(五)以前、(六)、(七)の三巻に分かれていたが、紙背に書かれた紙順を示す和数字、もと折本であった折痕などにより、二ヶ所に欠部をもつものの、旧状は全巻通巻と推定され、書陵部で成巻されたものである。巻初端裏にはじまる公衡筆の「御着帯部類記」「代々御着帯事」等の記入にも公衡の部類記編成の意識が認められる。ただ、筆写形式は統一されておらず、とくに公衡自身の記録が(六)(七)で有界、無界と一定していない。なお、本巻に見られる公衡筆以外の他記録の収集は、前項のように他家に資料を提出させてそれを転用したというより、一紙に異種の記録が一筆で書かれている点から、公衡の周辺で行われたとすべきであろう。

ここで前項との重複関係を見ておこう。本巻(一)に前項「御産部類記」の第八卷崇徳天皇の出産の着帯、以下(二)は、十二卷二条天皇、(三)は第三卷安徳天皇、(四)は第十五卷四条天皇、(五)は「御産部類記」の所収範囲内と思われる後深草天皇であるが、本体の方には出産記はない。(六)は恒明親王、(七)は珣子内親王の出産着帯記で、共に「御産部類記」の所収範囲外である。重複する(一)～(四)項では、(一)の1頭頼、2師時の両記は、前項第八巻中に収載されておらず、逆に同巻に見える「中右記」は本巻にない。本巻(二)有光記、(三)1山槐記の全文は、前項第十二巻、第十三巻の一部分として(着帯記は従のため)収められている。このような両部類記の不統一な対応は、両者が資料収集において直接関連していないこと

を示しているといえよう。

なお、本巻末の公衡自筆記録二篇、(六)は乾元二年(一三〇三)前右大臣、四十歳、着帯主瑛子は公衡の妹、(七)は延慶三年(一三一〇)前左大臣、四十七歳、着帯主寧子は公衡の娘である。両記は共に長文、前者は十枚、後者は七枚の料紙に書かれ、前者は天地に界線をもち、彩色図を附すなど謹書した感じ、後者は無界で指図を附すが墨色、やや崩れた書体で十月とあるべきところを八月とし、脇に「十」を補している。前者は瑛子御着帯別記の正本、後者は寧子御着帯別記の転写本と一応考えておく。後者は公衡女寧子の初度御着帯の時で、その前後に部類記の編纂を意図した可能性は考えられよう。なお、この後寧子の二度目の御着帯は正和二年(一三三三)二月二十二日、公衡五十歳、出家後二年目の時である。ただ、この時の公衡の記は知られておらず、三度目の正和四年六月二十七日の記文は存在する。同年九月公衡歿。

三、女院御出家部類記 鎌倉期写 六卷 函号伏・六〇九

国母、皇妃など院号をもつ貴人の出家記集。(一)待賢門院、(二)殷富門院、(三)玄輝門院、(四)東二条院、四人の本記部四巻と附属の勸例類二巻の構成をとる。本記部は女院ごとに成巻され、一巻一記録、料紙一枚のものから、一巻八ヶ度の記録、料紙十四枚のものなど、まちまちで、筆跡も各々異なるなかに、自筆の公衡公記や、端裏に公衡の筆跡が見えるなどは前項と同じである。各記録の冒頭に記録名が多く書かれているが、これ

らは本文とは異筆の場合、「」で示す。() は無記録名)が多いのが特徴的である。内容はつぎのとおりである。

- (一) 1 「朝隆卿記」 康治元年二月廿六日 (端裏) 待賢門院御出家記
 - (二) 1 「経房卿記」 建久三年十一月九日 (端裏) 殷富門院御出家事 (有界上下)
 - (三) 1 「故右大将家教記」 正応四年八月廿五日 (端裏) 故大将記
 - 2 「資高卿記」 正応四年八月廿五日 (端裏) 資高卿記
 - 3 「実躬卿記」 正応四年八月廿五日 (端裏) 実躬卿記
 - 4 「為方卿記」 正応四年七月廿五日 (八號)
 - 5 「宗冬卿記」 正応四年八月廿五日 (端裏) 宗冬卿記
 - 6 「実任卿記」 正応四年八月廿五日 (端裏) 実任卿記
 - 7 「一品親王性仁記」 玄輝門院御出家事
 - 8 (一品親王性仁記) 玄輝門院御出家事 (端裏) 玄輝門院御落飾事 東二条院
 - (四) 1 入道左大臣記 正応六年六月七日 (端裏) 正応六年東二条院御落飾事
 - 2 (公衡公記) 正応六年六月七日 (端裏) 正応六年東二条院御落飾事 (有界上下)
 - 3 (伏見院御記) 正応六年六月七、十三日 (端裏) 御記東二条院御出家事
- 右十三ヶ度の記録は、一紙に複数の記録を写すことはなく、各々の首尾に余白をもつて個々独立している。ただ、追記したと思われる記録名は数人の筆跡で共通しており、一連のものとする事ができよう。目録はないが、附属の二巻、巻五女院御出家年々注進状(中原師宗勸進原本)、巻六女院御出家参仕僧侶公卿並布施事(勸進者不明)があり参考になる。出家主を中心に巻六、五、本記の対照を上中下の三段で示せば

つぎのとおりである。() の数字は配列順序を示す)

- | | | |
|-----------------|----------|---------|
| 卷六 参仕僧侶
公卿布施 | 卷五 御出家年々 | 卷一 四本記 |
| (一) 東三条院 (正暦二) | (一) 東三条院 | |
| (二) 上東門院 | (二) 上東門院 | |
| (三) 高陽院 | (四) 高陽院 | |
| (四) 待賢門院 | (三) 待賢門院 | 卷一 待賢門院 |
| (五) 美福門院 | (五) 美福門院 | |
| (六) 皇嘉門院 | (六) 皇嘉門院 | |
| (七) 上西門院 | | |
| (八) 殷富門院 | | 卷二 殷富門院 |
| (九) 宣陽門院 | (八) 宣陽門院 | |
| (十) 七条院 | (七) 七条院 | |
| (十一) 大宮院 (文永五) | (十一) 大宮院 | |
| (十二) 玄輝門院 (正応四) | | 卷三 玄輝門院 |
| (十三) 東二条院 (正応六) | | 卷四 東二条院 |
- 右の表で明らかのように巻五、六は出入があり、配列順も異なっている箇所がある。巻五の中原師宗の勸進は勸進年次は不明ながら玄輝門院出家以前とならう。本記と巻六の下限が一致し、内容も本記のあるもの

東三聖院
入道堂下記

應永六年六月七日東三聖院御出家也御被
始御進院左方辨為以奉以之御同以入
御奉仕戒場御進院其儀以書堂元院其
為御西面三ヶ間度翠簾小室二間佛堂
三間更屏風數丈文三枚御小女院御座
道場南面東第一間迎南敷文三枚御書
加東京自方戒御座同西第二間敷文三枚
御順所座東第一間佛堂御座佛堂二卷
奉懸佛堂三尊像 御本尊佛堂三尊像
札二脚並花瓶二口火舎淺音澤水盆各一口
散敷其具在左脇札各二脚 御所物具在左方
懸畫二卷左在左切地甚札而左札懸其

應永六年六月七日東三聖院御出家也御
始御進院左方辨為以奉以之御同以入
御奉仕戒場御進院其儀以書堂元院其
簾小室二間佛堂三間更屏風敷文三枚御
御小女院御座道場南面東第一間迎而
敷文三枚御書三加東京自方戒御座
同西第二間敷小文三枚為御順所座東
佛堂三尊像三其奉懸佛堂三尊像
御本尊佛堂三尊像 御所物具在左
御順所座東第一間佛堂御座佛堂二卷
一腳 御所物具在左
御書札南正札盤御座佛堂外為御女房儀
一御書札御座佛堂外為御女房儀
御書札御座佛堂外為御女房儀
御書札御座佛堂外為御女房儀

はすべて巻六と合致する。巻六に照せば本記にはなお大宮院以前の記文が存在したかと思われるが現在不明である。公衡の視点で見れば大宮院・東二条院が祖父公相の妹にあたる。最末の東二条院の出家正応六年(一一九三)時は公衡前権大納言三十歳である。

ところで本部類記本記部には、(三)7・8、(四)1・2とそれぞれ同文のものが二ケ度あることに注意される。二ケ度のもは同文ながら小異がある。挿図によって示すことにする。

挿図一(七頁参照)は(三)玄輝門院で上段が7、下段が8である。7は「一品親王性仁記」と記録名を本文と異筆で書き、次行に「玄輝門院御出家事」と見出しを本文と同筆で書き、年月日を書かない。8は記録名を書かない点と、見出し書の下に本文と異筆と思われる「正応四年八月廿五日」と年月日を加える点で前者と異なる。また挿図にはないが、7には端裏書がなく、8にはある。

挿図二(八頁参照)は(四)東二条院、公衡公記で、上段が1、下段が2である。上段は冒頭に「東二条院」入道左大臣記」とし記録名を書すが本文とは異筆、むしろ挿図一上段記録名筆者と同一と思われる。下段は冒頭に余白をとるだけで記文を書き出す。上下に界線をもち上段の無界と異なる。挿図にはないが端裏書は上下同文同筆公衡の筆跡と思われる。また下段は公衡筆と認められるものである。

同文二種の記録が二ケ度存在する理由は明記されていないので推測によるほかはない。部類記編纂途中に残された元本と新写本と考えるのは

如何であろうか。同文二種に小異があり、それが部類記編纂上の手直しと考えるのである。二種同文中の小異のなかで、共に記録名を書くものもないものがある。自らの日記、別記類なら格別記録名は必要としない。しかしこれが他記録と混在する時には記録名が必要となる。元本を新写し、のちに元本にない記録名を別に記入したのが編纂用のものとするのである。元本が(三)8と(四)2、編纂が(三)7と(四)1である。なお(三)元本8には「正応四年八月廿五日」の年月日記入をしながら編纂分にはこれがない。それは元本を他の同年月のものと一緒にするための覚えの記入で、同種のもの編成が定まればとくに新加を必要としなかった。編纂分に年月日を書かなかつたとする理由である。元本は蔭にかくれる質のものであるが、偶然一諸に残され合巻されたと考えておく。

ところで(四)1は2の無記名(公衡記)を「入道左大臣記」としている。公衡が元本を記した正応六年(一一九三)に公衡の身分は前権大納言であって、「入道左大臣」を記し得るのは応長元年(一二二一)出家した以後のことである。この点に着目して本部類記に収められている記録名に見られる官職呼称を見ると、記述時とズレのあるものがつぎのようにある。(三)1家教の記文は端裏が「故大将記」、記録名は本文と異筆で「故右大将家教記」とある。家教は正応四年当時権大納言、⁽¹⁰⁾右大将となるのはその翌年、そして、永仁五年(一二九七)八月に歿する。故家教はこの時点以降でなければならぬ。しかも、その「故」を抹消しているのは、部類記に編成する上で「故、右大将記」の記録名はそぐわないと気づき

消したのであろう。こゝにも部類編纂原本の証拠を残していることになる。以下3実躬が卿となるのは永仁六年六月、6実任の任参議は嘉元三年(一三〇五)三月、78同文の性仁親王の叙一品は嘉元二年四月で、⁽¹¹⁾各々その時点以前に記録名が書かれ得ないことを示している。これらは極官にもとづく命名法であるから、その時点以降通用されるもので、公衡の記が入道左大臣記とよばれる時点で命名されることは少しも矛盾がないといえよう。

女院御出家部類記の最下限は、正応六年(一二九三)六月の東二条院御出家で、その編纂時点は公衡出家の応長元年(一三一一)四十八歳以降とすることになるが、東二条院の御出家のあと、公衡の周辺でいえば、公衡の妹で亀山天皇後宮昭訓門院の御出家が嘉元三年(一三〇五)九月にある。公衡自身亀山院崩御記四卷(伏・五八九)の自筆別記を残しており、この中に女院の御出家も指図入りで記している。これを抜書して本部類記に収めてもよい筈であるが、記文は見えない。散逸したとするか、他に理由があるのか不明である。

なお、最末に「伏見院宸記」の宸筆が収められており、公衡の筆跡で「御記東二条院御出家事」とある。記文の冒頭は記録名がなく、宸筆で文中追補や抹消記号などが見られるもので、公衡が伏見天皇より部類記編纂のため手づから賜った原本と考えたい。本宸記は他に原本がなく、別記原本とすべきか、天皇自らの御復本か、にわかに判断できない。

四、仙洞御移徙部類記⁽¹²⁾ 鎌倉期写 十四卷 函号伏・五四六

上皇の御転居記集で、現在十四卷となっているが、書陵部において残存状態や利用上のこともあって、一括されたものである。内容的には二種にわかれる。その詳細は図書寮叢刊『仙洞御移徙部類記』の翻刻文、および解説を参照されたい。本部類記はA本十三卷、B本一卷の二種、第一巻にA本の細目録があり、第三巻以下がA本の現存記文部、第二巻の一巻がB本で、それもB本の細目録で、これに対応するB本記文料紙一枚のみがわずかに現存し、巻二の末尾に附されている。このB本巻二が公衡の筆跡を認められ、その記された内容が直接関係しないものの、A本と微妙な重複関係を示しているのである。

A本はA本細目録によって、本文部は二十四卷(現存本文はそのうちの第二巻首部、第七・十一・十三・十七・十九・二十二・二十四の十二卷)あり、B本目録に記されるB本の本文部は十五卷(現存は第十二巻中の料紙一枚二ヶ度分のみ)あったことが知られる。その内容(目録記述)は、上下限とも巻数の少ないB本がA本を越えて範囲をひろげている。すなわち、A本上限白河院の寛治元年(一〇八七)の前にB本は朱雀院の天慶九年(九四六)三ヶ度の記録をもち、A本の下限後嵯峨院の文永七年(一二七〇)を越えてB本は、同院の二人の皇嗣後深草院(一院と記述)、亀山院(中院)を加え、弘安十年(一二八七)を最下限とする。A B重複部の大勢は大きくは差異がない。しかし、同一記録名の異表記(糸言記―帥納言記、二禪記―二垂記など)、一移徙に複数の記録を

載せる場合の配列順序、同一御殿の異表記（大炊御門殿―大炊殿、三条殿―三条烏丸殿、押小路殿―三条坊門殿、大宮殿―五条殿など）、などに加えて、A本のみに見える御殿とその記録十二項三十ヶ度と、B本のみに見える御殿一項一ヶ度の記録との異同は両者の位置関係を考える上で⁽¹³⁾の要件になろう。内容を上下限で広くもつB本が、単純にA本を取捨して増補したとは考え難いのである。さりとてB本はA本と無関係ともいい難く、B本とA本の関係はなお不明である。

さて、B本一卷は公衡筆と認められる巻である。B本目録は、対応する、A本目録の下限に続いてつぎのような内容を記している（巻末図版一参照）。

- 一院（後深草院）
文永三十一廿七
- 第十四 富小路殿 源重記 藤都記 師冬記 糸光記
建治元四十三 六条殿 師冬記
弘安七十一廿 六条殿 愚記在別
- 中院（龜山院）
弘安元八十三 万里小路殿 冷黄記 師冬記
弘安元七十 高倉殿 愚記在別
弘安十七二 松本殿 愚記在別

右の記文のなかに三ヶ所「愚記在別」の記述がある。抽出して年次順に示せばつぎのようである。

- 弘安^(七)元^(七)七^(七)月十日 龜山院 高倉殿
- 七年十一月廿日 後深草院 六条殿
- 十年七月二日 龜山院 松本殿

筆者を公衡としてこの愚記を重ね合せれば弘安七、十年の公衡公記となる。弘安七年（一二八四）公衡二十一歳、権中納言、同十年は二十四歳、権中納言で皇后宮権大夫、左衛門督、別当を兼任している。この時の公衡の日記は他に知られていないが、弘安六年七月九月（管見記）と同十年正月（檢非違使序始記）の記文が存在する。

「在別」の記文注記に注目すると、A本と重複する部分にもB目録にのみつぎのような記文十ヶ度（他記録中に混在）に注記が施されている。

- 後鳥羽上 第九 建仁元四十九 鳥羽南殿 槐園在別
建永元八三 鳥羽殿 大園在別
- 中 第十 建永二七廿八 白川殿 大園在別
承元二七十九 岡崎殿 大園記在別
建保二二三三 大炊殿 大園在別
建保五二一 水無瀬殿 常園在別
承久二正廿一 万里小路殿 常園在別
建長五八廿八 嵯峨棧敷殿 菊園在別
建長六三廿一 大納言二品仙音寺第 菊園在別
建長八七三 五条殿 菊園記在別⁽¹⁵⁾
- 下 第十一 後嵯峨上 第十二

右のうち最末一行をおいた末二行がB本で唯一残っている本文で、現在B目録の末に附されているものである。冒頭に「故相国記」として建長五年八月廿八日の後嵯峨院の嵯峨棧敷殿への御移徙の記、余白一行をおいて「同記」として同六年三月廿一日大納言二品嵯峨家への移徙記を一紙に書し、端裏に「今出河相国記」とする。いずれも公衡筆と認められる。今出河相国は西園寺公相、公衡の祖父であり、その日記の異称は「菊園」である。第一項、御産部類記第十六巻中にも菊園と見える。推測ではあるが、公衡が祖父の日記をこの様な形で抜書し、部類記編纂資料にして行く途上のものであると考えたい。一紙二ヶ度のこの記録は最終的には分離して各々他記録中の位置に配される予定のもので、その前の別置状態を示す語が「別在」注記ではなからうか。別在注記の記録は時代順に、槐園（建仁元年）、大園（建永元、建保二年）、常園（建保五、承久二年）、菊園（建長五、八年）、愚記（弘安七、十年）となる。菊園の前の常園も、前述第二項后宮御著部類記に見える常盤井入道相国記ともよばれる公相の父実氏の記録、このように見えてくるとそれ以前の二記も西園寺家の縁辺のものと思えてくる。確認は出来ないものの、大園を実氏の父公経（寛元二年^{一四}、太政大臣）槐園を公経の父実宗（建暦三年^{一二}、内大臣）の記文とする可能性は充分にある。

本巻の筆者を公衡、愚記も公衡記、一連の別在記録群を西園寺の家記とすれば、公衡の部類記編成の姿が現われてくる。その編成の時期は、目録最末の公衡記（愚記）が弘安十年（一二八七）七月であるからそれ

以降である。しかも目録表記中に後深草院を一院、龜山院を中院としていることから、龜山院が中院とよばれている時期に限定される。後宇多天皇が退位して（新院）、後深草院が一院、龜山院が中院となるのは弘安十年十月二十一日以降、永仁六年（一二九八）七月二十三日伏見天皇退位して四上皇時代となる以前である。弘安十年公衡中納言、二十四歳、永仁六年は内大臣三十五歳である。この間のいつとするかは根拠はないが、公衡はその日記を五十二歳まで書き続けていることを踏まえると、二十四歳の時点で引用が止まっていることはそれに近い時点が編成時期を意味しているように見える。中院龜山院の御出家が正応二年（一二八九）九月なので、この辺りまでであろうか。公衡権大納言兼中宮大夫、二十六歳である。

まとめ

公衡の編纂意識を求めて四部の部類記を見たわけであるが、皇妃御産、その御着帯、同御出家および上皇の御移徙が主題で、自家から皇妃を出している公衡にとっては、それらの行事が単なる宮廷人として関与すること以上の、密接なものであった。しかし、残念ながら編纂時期や意図を明示しているものはなく、ほとんどが推定によるものである。なお今後の展望のために推定年次順に問題点を含めながら整理しておきたい。

四部類記の中で一番編成の早いと思われるのは第四、仙洞御移徙部類記である。正応二年（一二八九）権大納言兼中宮大夫、二十六歳の頃である。B本本体十四巻、目録一卷、本体部がほとんど残っていない。散送部とA本本体部との関係におお検討の余地がある。

二番目は第一、御産部類記、乾元二年（一三〇三）公衡前右大臣、四十歳である。前代の御産記を自家の記録に求めたことは明白であるが、巻十六の公衡編成とそれ以前の本体十五巻の関係はやはり不明である。

第三番は第二、后宮御着帯部類記、一卷、延慶三年（一三一〇）前左大臣、四十七歳、女寧子初度着帯時としたが、先行瑛子着帯時などの時に編成、後補追加のこともあろうか。また御産部類記と直接の関係が認められないのは、公衡に綜合部類記の編纂意識がなかったとすべきであろうか。

第四番は第三、女院御出家部類記、一卷、内容の下限は公衡三十歳の時であるが、編纂時点は出家の四十八歳以降である。この間の十六年余の公衡日記の本記中におお関連項は記述されているのであるから、一応女院御出家部類記は後欠と考えておく。なお、本項に見える同文二種二ヶ度の記録は、公衡の記録収集、編纂の一つの方法を示しているといえよう。当然のことながら現在の伝存の状態が部類記編纂当時そのままの状態を示してはいないのである。収集、加除、欠脱などの問題を含んでいる巻ともいえよう。

本稿は、公衡の部類記中に直接公衡の痕跡のあるもののみに限った

が、写本しか残らないが、公衡公記が下限となるものや同時期の部類がおお多く存在する。また、直接公衡と関連は認められなかったが仙洞御移徙部類記A本と書式において一致を示す諸院宮御移徙部類記、二巻、鎌倉期写（伏・五四七）や東宮御書始部類記、二巻、鎌倉期写（伏・四一九）、東宮御元服部類記、十六巻、鎌倉期写（伏・六三〇）などほぼ同時代の部類記との対比検討が今後必要となろう。公衡の日記が管見記として西園寺家に蔵される一方、別記や部類記が伏見宮に伝存された理由は不明であるが、公衡女寧子から皇子光厳・光明両天皇などを経て伝わったものであろうか。西園寺家ばかりでなく伏見宮においても部類記が作られたことは当然考えられるので、両者の弁別も課題となる。

註

- (1) 西園寺代々記によつてか「公衡公記」の初見を弘安二年四、五月とする説があるが、吉統記、吉田経長の日記の誤り。翻刻に橋本義彦・今江広道編『公衡公記』五冊（史料集）刊行中（昭和五十四年三月四冊刊）。
- (2) 図書寮叢刊『御産部類記』上下（昭和五十六年二月、同五十七年三月刊、明治書院市販）に翻刻文、解説あり。
- (3) 書院部閲覧カード。『和漢図書分類目録』（増加一）の記載は統一のため存疑の力を省略公衡筆と表示する。
- (4) ただ附属の巻十八中、「御五十日并御百日間雜例」（康和五、弘長二年）、巻十九中、「東二条院公子御産三夜雜事定文」の下限は巻十六に一致。
- (5) 註2書下冊附所収、解説もある。
- (6) 記録名の下に「此記年月不審」とあり。
- (7) 「管見記」同日条。文中「御帯今度任去々年例」などと見え、正和二年の着帯に言及している。

- (8) 未翻刻。
- (9) 卷末に「大外記中原師宗」と自署する。師宗大外記在任期間は『地下家伝』により弘安十年(一二八七)二月一日(正和五年(一二三六)四月十三日)。
- (10) 『公卿補任』、以下公卿の官歴は同書。
- (11) 『仁和寺御伝』、『諸門跡伝』、同年八月十日歿。
- (12) 図書寮叢刊『仙洞御移徙部類記』上下(平成二年三月、同三年三月、明治書院市販)
- (13) B目録に見えないA目録の項には「非御移徙儀」「密儀」などの朱註記が多く見えるが、すべてとはいえず削除基準とはいえない。
- (14) 亀山院の高倉殿御移徙のことはこの年月日に見えず、前後の記を勘案すれば、勘仲記に見える弘安七年十月廿日のことと考えられる。
- (15) この箇所は抹消不審、あるいは筆者の誤記か。